

「したい！」  
「やりたい！」を  
一緒に

# 中途障害者のための 生活期リハビリ

豊島区では、リハビリテーション専門職（PT/OT/ST）と看護師による**個別の通所リハビリ・評価、相談対応**により、中途障害者の早期の生活再建を支援します。

こんな方に

生活の幅を  
広げる方法が  
知りたい！



自分の生活を  
送りながら  
リハビリがしたい！



**対象** 豊島区在住で概ね18歳～64歳の中途障害者

例えば・・・脳血管障害等で**後遺症**を負った方  
身体の動きや言葉に障害のある**難病**の方  
病気や事故で**高次脳機能障害**になった方 など

- ◇館内移動・トイレ動作が概ね自立の方（家族同伴の場合応相談）
- ◇身体障害者手帳等の有無は問いません。
- ◇原則、介護保険・医療保険のリハビリが優先されます。併用にあたってはご相談ください。

**実施日時** 月曜日：午前または午後、火・木曜日：午前

**利用料** 無料

**回数** 週1回

- ◇開始時、医師意見書が必要です。発行に必要な代金は利用者の負担となります。

**利用期間** 目的に応じて設定 原則として当該年度末まで

**場所** 豊島区立心身障害者福祉センター（目白5-18-8）

- ◇自力での通所が困難な方にワゴン車による送迎を行います。
- ◇定員枠には限りがあります。

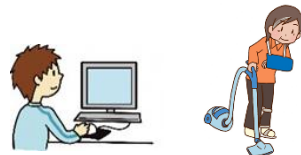
## 通所について

ご本人の目標を伺った上で、リハビリ専門職が個別に支援計画を作成します。  
※通所にあたっては、リハビリ専門医（嘱託医）による面談を行います。



身体機能や言語機能の評価  
補装具や用具の適合評価

日常生活動作や歩行のリハビリ  
コミュニケーションの拡大  
障害への気付きの手助け  
言葉や注意機能の訓練



復職・就労に向けた準備  
生活再建の道筋の提示



## 利用の流れ

相談・見学

利用の相談は、ご本人・支援者のどちらからでも可能です。

自宅訪問

利用前・利用中にご自宅を訪問します。

利用申し込み

医師意見書をご提出ください。  
リハビリ専門医（嘱託医）による面談を行います。  
ご本人の目標を伺った上で、リハビリ専門職が個別にリハビリ支援計画を作成します。  
相談から利用開始までは、1か月程度となる見込みです。

利用開始



ご利用を迷われている場合も、お気軽にご相談下さい。

## 【お問い合わせ】

豊島区立心身障害者福祉センター  
(リハビリテーション 担当)

電話 03-3953-2811

FAX 03-3953-9441

メール A0015702@city.toshima.lg.jp  
<受付>

月～金曜日 8時30分～17時

※祝日・年末年始を除く

